



Title	身体・動作・空間：中華圏アクション映画に関する研究〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	欧陽，如一
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16064号
Issue Date	2024-06-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92954
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Ruyi_Ouyang_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：欧陽 如一

	主査	教授	応	雄
審査委員	副査	教授	押野	武志
	副査	教授	吉開	将人

学位論文題名

身体・動作・空間 ― 中華圏アクション映画に関する研究

・当該研究領域における本論文の研究成果

主として中華圏、欧米、そして日本でなされてきた中華圏アクション映画に関する先行研究においては、カルチュラル・スタディーズやイデオロギー批評などのアプローチに集中する傾向が見られる。一方、同領域の研究で映画そのものに対する言及も散見されるが、印象を記述することに留まるものが多数を占めるのも事実である。本研究は、これまでの研究アプローチに距離を置きながら、あくまで映画の表現に焦点を絞る緻密な画面分析を通して、1960年代以降の中華圏アクション映画に関する映像論的な考察を完成させる。この意味において、国際的に認められる映画作家キン・フーの武侠映画からデジタル技法を取り入れた今日の映画事象までのべ七つの事項を取り上げる本論文は、アクション表現の構築方法がそれぞれの時代においてどのような相貌を見せ、いかなる歴史的変遷を辿ってきたかを核心とする中華圏アクション映画の表現史を試みる野心的な研究であるといえる。

武侠映画とカンフー映画に関する考察では、画面で繰り広げられるアクションの表現は、主に映画技法のトリックや映画の編集によって構築されるものと、主に演者の実際の身体能力を拠り所にするものとに二分されうる、と本論文は指摘する。キン・フーの武侠映画を前者の代表格とする本論文は、エイゼンシュテインのモンタージュ理論と実践から影響を受けたとされる従来の批評言説を敢えて復唱せず、京劇のアクション表現との関わりおよびその映画の更新にキン・フーの武侠映画の作家性があったことを力説する。また、本論文はブルース・リーのカンフー映画を後者の代表格とするが、ブルース・リーの前後それぞれの二作に生じたアクション演出の変化を、身体的パフォーマンスのズレを確認しつつ指摘する。場面分析に徹する考察の過程で、中華圏アクション映画の制作体制において設けられる「アクション指導」の役割に特に注目し、アクション場面の演出を実質的に牛耳ることもしばしばあるだけでなく、後にハリウッドのアクション映画にまで導入されることになるその存在が具体的にいかなる役割を果たしたかを論証する本論文の考察の目配せも、特筆すべきである。また、日本で漠然と「香港ノワール」と呼ばれ、中華圏では「警匪」ものと名付けられもする映画ジャンルをめぐって説話の構築と銃撃場面の構成を解剖しつつ、ジョニー・トーの作品がいかに斬新であったかを論ずる

箇所も、本論文の白眉の一つに数えられよう。ジャッキー・チェンや徐浩峰の作品を取り扱う章でも、先行研究で看過されてきた問題に着目する独自の考察がなされている。

総じていえば、中華圏アクション映画に関するこれまでの研究を刷新する、オリジナリティに富む論考が本論文において試みられた。

・学位授与に関する委員会の所見

審査委員会は、本研究が上述の諸点において充実した成果を上げていると評価する。一方、論文に残る若干の問題点についても具体的に指摘した。

1960年代の香港で隆盛を誇る新武侠映画の「双壁」の一人ともされるチャン・チェの映画作品について、キン・フーとの相違点も含め具体的に検討することがなされていない。チャン・チェの助監督を務めていたジョン・ウーは後にハリウッド進出を見事に果たすことになるが、1980年代に彼が手掛けた香港ノワール作品についての考察が欠如する。デジタル技術を駆使する中華圏アクション映画の重要人物の一人であるツイ・ハークに関して第8章で言及されているのだが、詳細に検討されているとはいいがたい。本研究の独自のアプローチや、諸事項を考察するにあたっての拘りがあったことは承知済みだが、論考の然るべき構成のもとでこれらの事象を取り扱ってほしかった。

しかしながら、これらの問題点は中華圏アクション映画の表現について緻密に分析することに徹する本論文の学術的価値を妨げるものではない、と審査委員会は判断する。口頭試問では、上述諸点についての指摘を受けた学位申請者は、本研究課題の今後の展開について具体的な場面分析を継続する一方、本論文で言及する余裕がなかったその他の事象にも目を向けていく意欲を示した。本論文の論証過程で示される学位申請者の高度な研究能力を確認できた本審査委員会は、以上の諸点を踏まえ、全員一致で学位申請者に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。